

分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 事業の財務状況全般に関する検証及び今後の事業のあり方を踏まえた債務整理方法について専門的な立場から検討、企画するため、委員会に専門部会（以下「部会」

という。) を置くことができる。

- 2 部会に属るべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第8条 委員(大学教育職以外の県の職員である委員を除く。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、農林水産部林務課及び財務部財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
長谷川 尚史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大住 克博	鳥取大学農学部名誉教授
前田 高志	関西学院大学経済学部教授
茂木立仁	弁護士
中尾 志都	公認会計士
舟岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福元 晶三	宍粟市長
庵 釜典章	佐用郡佐用町長
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
高橋 潔弘	公認会計士